

病児・病後児看護室ご利用時の受け入れ基準

清野鍼灸整骨院 病児病後児看護室

ご利用いただけない病状・症状

1. 水分が摂れない状態
2. 感染力の強い疾患の急性期 ※各感染症の受け入れ可能基準は下記☆参照
3. 易感染状態。一旦感染すれば重症になる危険性が高い状態（血液腫瘍疾患、重症心疾患、重症腎疾患、膠原病などや免疫抑制剤を使用している場合など）
4. 38℃以上の原因不明の熱が3日以上(熱が出た日を除く)続いている
5. 39℃以上の発熱が3日以上(熱が出た日を除く)続いている
6. 起き上がれない(自力でお座りができるお子さま対象)、問いかけへの反応が乏しい、表情が乏しいほどぐったりしている状態
7. 嘔吐・下痢が1日に4回以上ある状態
8. 咳・喘鳴（ゼーゼー）がひどく食事や睡眠がとれない状態（喘息発作を含む）
9. てんかん発作が頻回に起こっている場合
10. 点滴などの医療行為が必要な場合
11. 直ちに入院等の措置が必要と考えられる場合

☆各感染症の受け入れ可能基準

※解熱後とは、解熱剤の使用なく 37℃台に解熱したことをさします。

- ① 麻疹《解熱後3日が経過すれば利用可能》
- ② 風疹《発疹の消失後は利用可能》
- ③ 水痘《すべての発疹が痂皮化すれば利用可能》
- ④ 流行性耳下腺炎(おたふく風邪)《耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過すれば利用可能》
- ⑤ インフルエンザ《発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過すれば利用可能》
- ⑥ マイコプラズマ感染症《解熱後24時間が経過し、咳が改善したら利用可能》
- ⑦ RSウイルス感染症《解熱後24時間が経過すれば利用可能》
- ⑧ 溶連菌咽頭炎《抗生剤の内服開始後24時間が経過したら利用可能》
- ⑨ ウイルス性胃腸炎（ロタ・ノロ）《発病後4日目から嘔吐や下痢の症状が落ち着いたら利用可能》
- ⑩ 細菌性胃腸炎(サルモネラなど)《発病後4日目から嘔吐や下痢の症状が落ち着いたら利用可能》
- ⑪ 咽頭結膜炎(プール熱)《主症状(高熱・咽頭炎・結膜炎)消失後2日が経過すれば利用可能》
- ⑫ とびひ《発熱がなく、状態が悪くない場合》
- ⑬ 帯状疱疹《すべての発疹が痂皮化すれば利用可能》
- ⑭ ヘルパンギーナ《解熱後24時間が経過していれば利用可能》
- ⑮ 手足口病《発疹・水疱が痂皮化すれば利用可能》